

(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画
環境影響評価方法書に係る手続について

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表11 運動施設、レクリエーション施設等の建設 (2) 都市公園の新設
都市計画特例	条例第46条第1項 都市計画決定権者（横浜市長）が事業者によって手続を行う
図書の提出	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条 第2項 平成26年12月26日提出
図書の縦覧の公告	条例第18条第1項 平成27年1月15日市報公告 （広報よこはま1月号、環境創造局ホームページ、環境創造局 ツイッターで公表）
図書の写しの縦覧	条例第18条第1項 縦覧期間：平成27年1月15日～3月2日 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課 金沢区役所区政推進課 （横浜中央図書館、金沢図書館で閲覧 環境影響評価課ホームページで方法書の全文公開を実施）
審査会への諮問	条例第18条第2項 平成27年1月16日諮問
図書の概要の周知	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条 第1項 同条第2項 周知計画書（平成27年1月14日提出） 方法書対象地域：金沢区の一部 周知方法：「環境影響評価方法書に関する縦覧及び説明会開催 のお知らせ」を対象地域内各戸配布 （約17,000部、1月23日配布予定）
意見書の提出	条例第20条第1項 提出期間：平成27年1月15日～3月2日 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦 覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べ ることができる。 （環境創造局のホームページでも意見書の受付を実施）
方法市長意見書の作成	条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条 第1項 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し 事業者に送付
方法市長意見書の公 告・縦覧	条例第21条第2項 市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧

「（仮称）小柴貯油施設跡地公園整備計画」を進めるにあたって、横浜市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価方法書」（以下、「方法書」という。）を作成したので、その概要と縦覧及び説明会の開催について、お知らせします。

1 方法書の縦覧、閲覧及び意見書の提出について

本事業の方法書は、下表のとおり縦覧及び閲覧を行います。方法書はどなたでもご覧になれます。また、方法書の内容に関して環境保全の見地からご意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

■方法書の縦覧及び閲覧について

縦覧	期間	平成27年1月15日(木)から平成27年3月2日(月)まで ※土・日・祝日を除く
	場所及び時間	環境創造局環境影響評価課(午前8時45分から午後5時15分まで) (横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル8階) 金沢区役所区政推進課広報相談係(午前8時45分から午後5時まで) (横浜市金沢区泥亀二丁目9番1号)
閲覧	開始日	平成27年1月15日(木)
	場所	環境創造局環境影響評価課ホームページ http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyomamoru/asesu/ 横浜中央図書館、金沢図書館(閲覧時間、休館日は各施設によって異なります)

■意見書の提出について

提出期間	平成27年1月15日(木)から平成27年3月2日(月)まで ※土・日・祝日を除く (郵送の場合当日消印有効)
提出場所	環境創造局環境影響評価課 ※郵送の場合 住所:〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 ※持参の場合 所在地:横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル8階 環境創造局環境影響評価課ホームページからも意見書の電子申請ができます http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyomamoru/asesu/
意見書用紙	縦覧場所窓口又はホームページから入手できます

2 説明会の開催

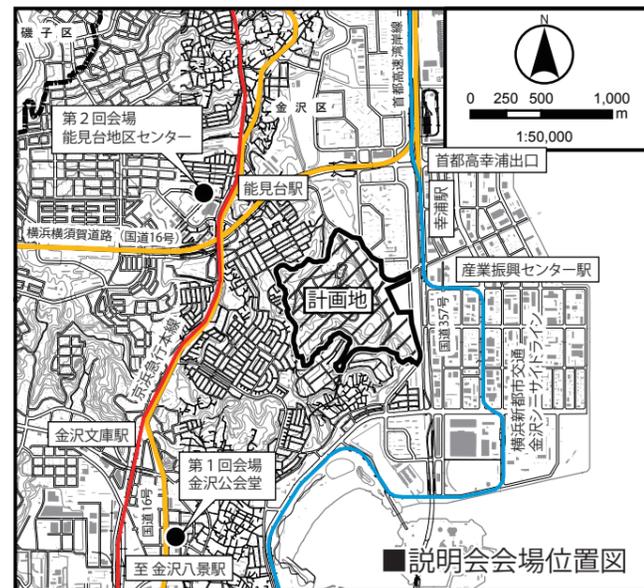
●会場及び日程

【第1回】

日時:平成27年2月6日(金)
(受付開始:午後6時30分)
午後7時00分~午後9時00分(予定)
場所:横浜市金沢公会堂(講堂)
(金沢区泥亀二丁目9番1号(金沢区総合庁舎内))
[アクセス]
「金沢文庫駅」・「金沢八景駅」から徒歩12分
バス停「金沢区総合庁舎前」下車すぐ

【第2回】

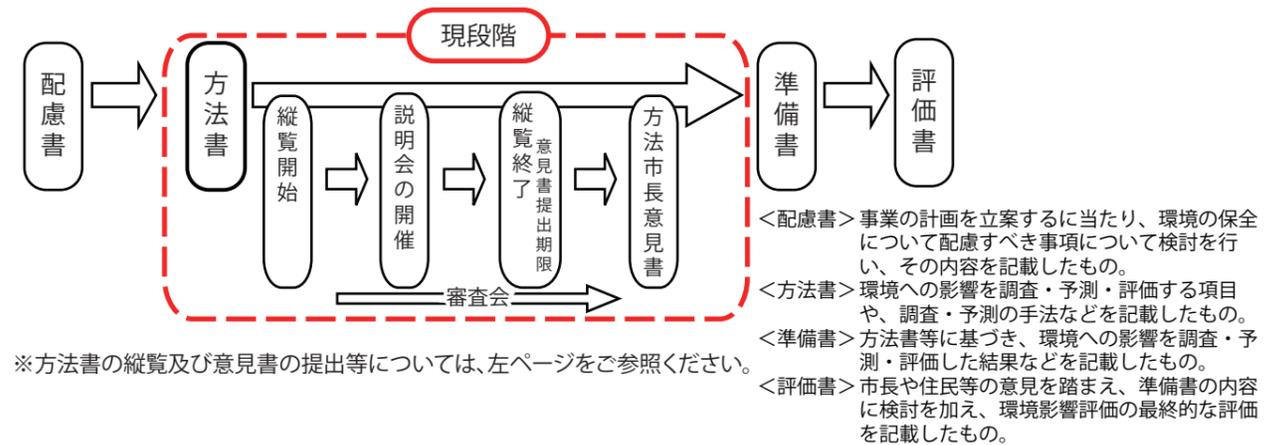
日時:平成27年2月8日(日)
(受付開始:午後1時30分)
午後2時00分~午後4時00分(予定)
場所:能見台地区センター(多目的室)
(金沢区能見台東2番1号)
[アクセス]
「能見台駅」から徒歩5分
バス停「谷津坂」から徒歩7分



- ・事前の申込は不要です。ご都合の良い日に直接会場にお越しください。
- ・横浜市からの説明は30分程度を予定しています。質疑等の状況により、終了時間が早まる場合があります。
- ・第1回、第2回とも説明の内容は同じです。
- ・駐車場はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

3 環境影響評価条例の手続の流れ

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、市民や市長から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続の流れは次のとおりで、現在は方法書の段階となります。



4 方法書対象地域

方法書の内容について周知を図る「方法書対象地域」は、次のとおりです。

金沢区のうち

幸浦二丁目、福浦一丁目、福浦二丁目、福浦三丁目、並木二丁目、並木三丁目、柴町、長浜、富岡東六丁目、長浜一丁目、長浜二丁目、堀口、西柴一丁目、西柴二丁目、西柴三丁目、西柴四丁目、能見台東、片吹、金沢町

5 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、環境への影響を予測・評価する項目を15項目選定しました。選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上、事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境影響要因	環境影響評価項目	細目	区分		供用時			
			工事中	建設行為等	施設の存在	施設の供用	来園車両の走行	
環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	身近な自然環境保全・再生・創造	生物多様性	動物	○	—	—	—	—
		動物植物	植物	○	—	—	—	—
		生態系	生態系	○	—	—	—	—
		水循環	地下水水位及び湧水の流量	○	—	—	—	—
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	—	—	—	—	○	
		産業廃棄物	○	—	—	—	—	
	大気質	大気汚染	—	○	○	—	—	
	水質・底質	公共用水域の水質、底質・地下水の水質	○	—	—	—	—	
		土壌	土壌汚染	○	—	—	—	—
	騒音	騒音	—	○	○	—	—	
	振動	振動	—	○	○	—	—	
安全	斜面崩壊	○	—	—	—	—		
快適な地域環境の確保	地域社会	交通混雑	—	—	○	—	—	
		歩行者の安全	—	—	○	—	—	
	景観	景観	—	—	—	○		

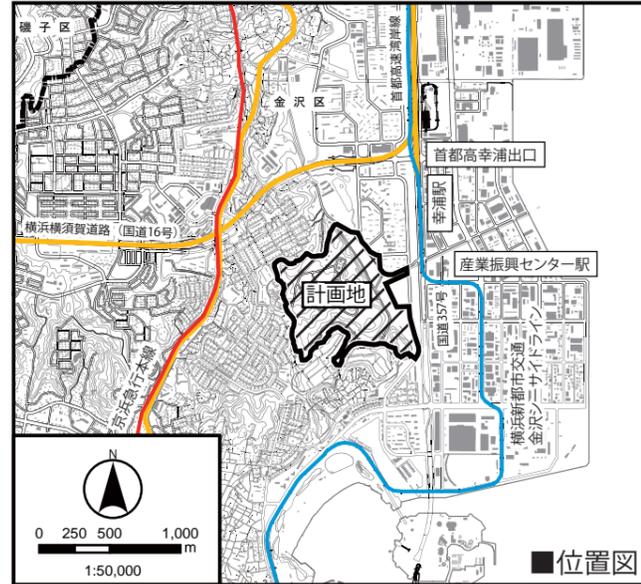
- 選定した項目
- 選定しない項目

6 整備計画の概要

小柴貯油施設は、横浜市金沢区東部に位置する米軍基地の跡地です。戦前、旧日本軍により艦船燃料の貯蔵基地として建設され、戦後は米軍が航空機燃料の備蓄基地として使用していましたが、平成17年12月に返還されました。本計画は、返還された小柴貯油施設跡地を、敷地内の豊かな自然を保全し、市民の皆様のレクリエーションの場として活用できるよう、都市公園として整備するものです。

■都市計画対象事業の計画内容

都市計画決定権者の名称 並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 横浜市長 林 文子 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地 【当該対象事業を実施しようとする者】 同上
都市計画対象事業の名称	(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画
都市計画対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設 (都市公園の新設) (第1分類事業) 敷地面積 約55.6ha 形質変更区域面積 約19.8ha
対象事業実施区域	横浜市金沢区柴町、長浜及び並木三丁目内



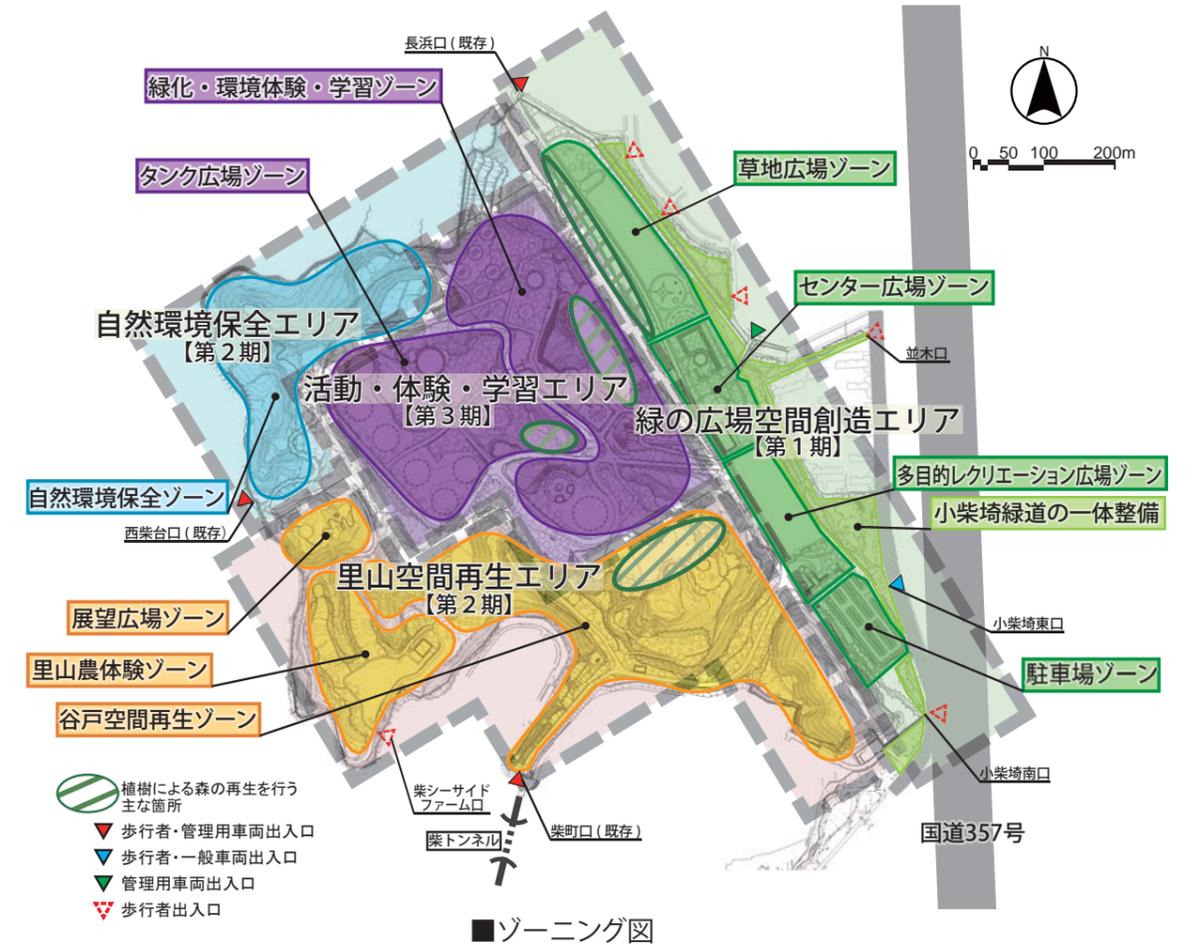
なお、本公園が都市計画に定められることとなり、横浜市環境影響評価条例第46条の規定により、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画を定める者(都市計画決定権者)が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、都市計画の手続と併せて行うこととなりました。

7 整備内容

■エリアごとのゾーニング

計画地は、地形的特徴から大きく東側低地、南側谷戸、北側谷戸、丘陵上部平坦地の4つのエリアに分かれます。整備が完了したエリアから供用を開始します。
また、全エリアの整備完了までには時間を要するため、市民ニーズの変化にも柔軟に対応できるような計画とします。
さらに、計画地東側に隣接する小柴埼緑道との一体的な構成を図ることにより、東側低地エリアに対するアクセスを向上させます。

エリア	エリアの考え方	ゾーニング
緑の広場空間創造エリア(東側低地)	平坦な地形を活かした広場を中心とした空間とし、樹木だけでなく彩りのある花も含めた新たな緑の創造を図る。また、管理センターや駐車場など管理施設を配置する。	草地広場ゾーン
		センター広場ゾーン
		多目的レクリエーション広場ゾーン
		駐車場ゾーン
里山空間再生エリア(南側谷戸)	計画地南側の市民農園(柴シーサイドファーム)に隣接し、ホテルなどが生息する細長い谷戸地形となっている。生物の生息環境の再生や市民協働による樹林地の保全などを行いながら、農体験もできる里山里山空間の再生を目指す。	谷戸空間再生ゾーン
		里山農体験ゾーン
		展望広場ゾーン
自然環境保全エリア(北側谷戸)	旧来の樹林地など自然環境の保全を基本とする。	自然環境保全ゾーン
活動・体験・学習エリア(丘陵上部平坦地)	地下タンクなどの処理を行いながら、緑の再生を図るとともに、緑や環境に係る様々な活動や体験、学習の場を目指す。	緑化・環境体験・学習ゾーン
		タンク広場ゾーン



8 整備スケジュール

本事業は、平成44年度の整備完了を予定しています。施工は3期に分けて行い、整備が完了したエリアから供用を開始します。

■整備スケジュール(予定)

	平成26~28年度	平成29~34年度	平成35~38年度	平成39~44年度
環境影響評価 都市計画手続等	→	平成31~32年度一部供用開始		
第1期		→		
第2期		→ 樹林地保全管理・植樹等	→	
第3期		→ タンク処理、樹林地保全管理・植樹等	→	→

9 お問い合わせ先

<環境影響評価方法書及び事業計画の内容について>

●環境創造局公園緑地整備課
横浜市中区港町1丁目1番地
TEL:045-671-4611 / FAX:045-671-2724
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kanky/park/make/koshiba.html>

<環境影響評価手続について>

●環境創造局環境影響評価課
横浜市中区港町1丁目1番地
TEL:045-671-2495 / FAX:045-663-7831
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kanky/mamoru/asesu/>

<都市計画手続について>

●建築局都市計画課
横浜市中区相生町3丁目56番地の1
TEL:045-671-2657 / FAX:045-664-7707
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/>